

農業農村整備事業について



令和7年6月
宮崎県 農村計画課・農村整備課

農業農村整備事業とは

農業農村整備事業とは、以下の3つの柱で構成される事業の総称です。

1) 農業生産基盤整備事業 P4~18

- ・ 営農条件を改善するための 区画整理や暗渠排水等の農地整備 P4~8
- ・ 農業用水を確保するための ダムや堰・水路等の水利施設整備 P9~13
- ・ 農産物を運搬するための 農道整備 P14~18

2) 農村整備事業 P19~21

- ・ 農村の生活環境を改善する 集落道や営農飲雑用水・集落排水等の環境整備

3) 農地等保全管理事業 P22~27

- ・ 自然災害を防止する ため池改修や湛水防除等の農地防災 P22~24
- ・ 農地や農業用施設を持続的に利用するための 機能保全・復旧・維持管理 P25~27

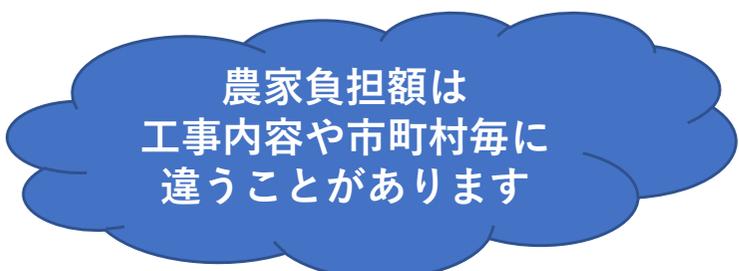
農業農村整備事業は、基本的に**農振農用地を対象**としており、規模や内容に応じて、国・県・市町村・土地改良区等が事業を実施しています。事業化するには、基本的に

1) 地元農家からの申請

2) 地域の合意

3) 地元の費用負担

が必要となります。



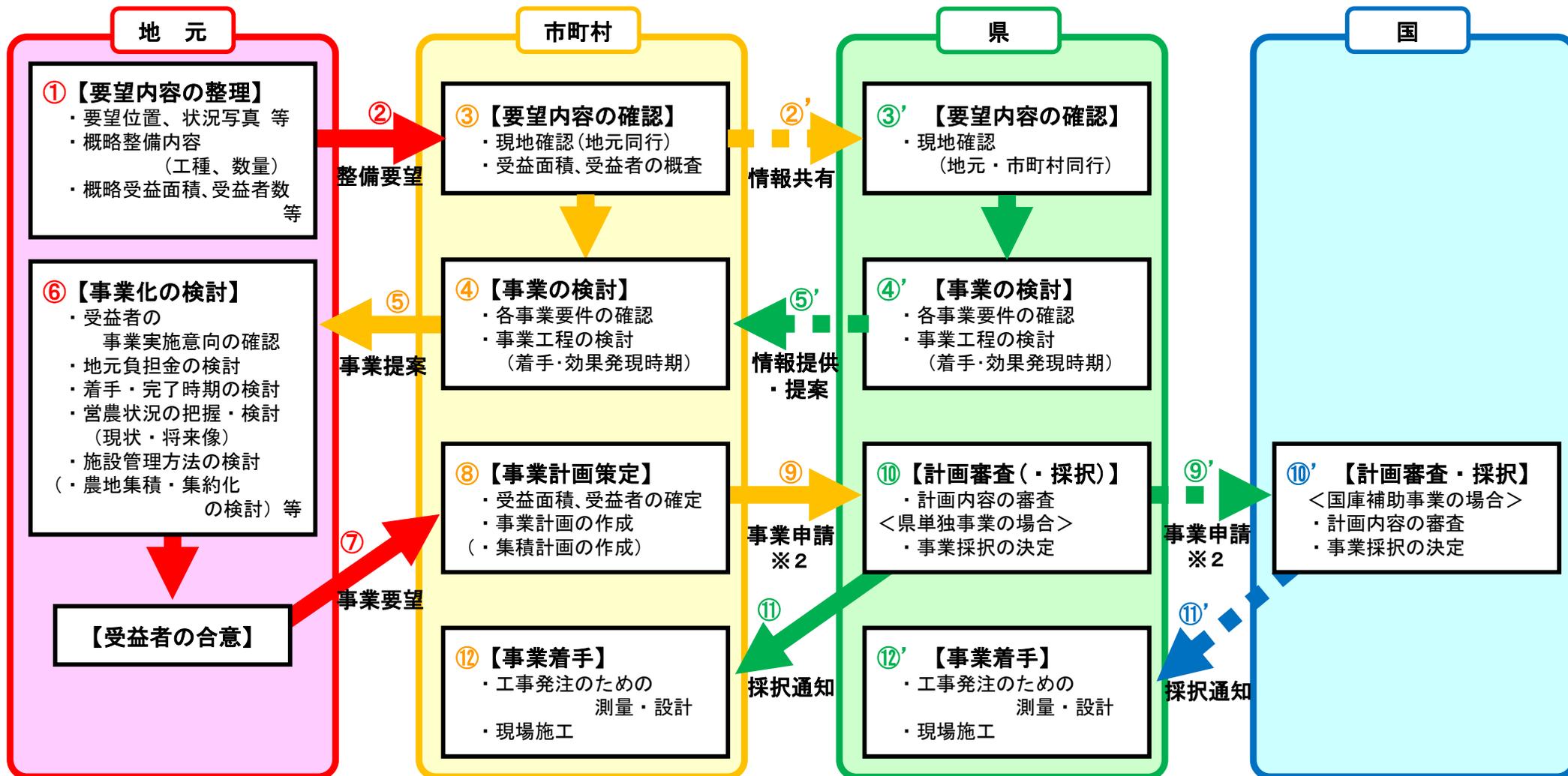
農家負担額は
工事内容や市町村毎に
違うことがあります

さらに、事業実施手続きでは、事業計画書の作成や各事業の採択要件・経済効果等をクリアする必要があります。

土地改良施設（用排水路等）整備時の事業化※1までのフロー図

令和4年5月
宮崎県農村計画課
農村整備課

本フロー図は、一般的な流れと関係機関の役割を簡易的に示したものです。
実際の事業化にあたっては、地域の実状に応じ、各者が密な連携の下に取り組む必要があります。



※1: 本資料は、国庫補助事業及び県単独事業における事業化までの流れを示したものであり、各市町村で独自に創設された市町村単独事業については、各市町村への個別確認が必要。

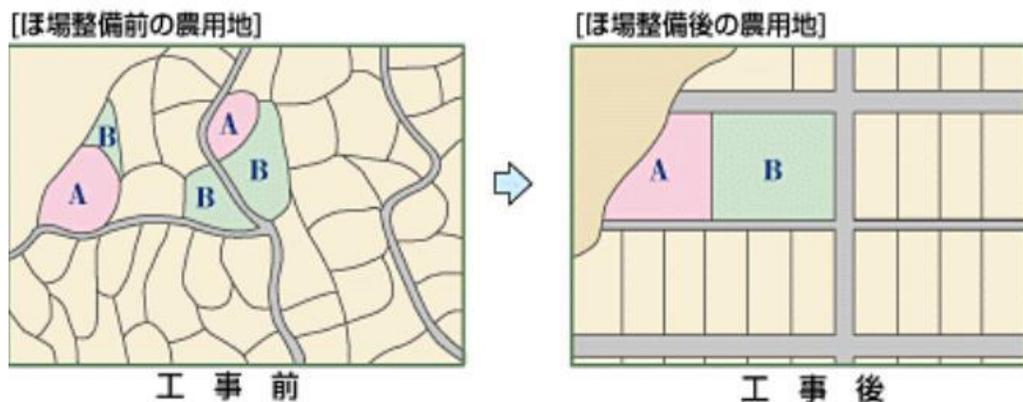
※2: 国庫補助事業(公共)の場合、土地改良法に基づく手続き(受益者の2/3以上の同意取得、費用対効果1.0以上の確保など)が必要。国庫補助事業(非公共)及び県単独事業の場合、土地改良法手続きは不要。

農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

【事業でできること】

- ・ 区画整理は換地（土地の再配分）を伴う整備に加え、畦畔除去など簡易整備も可
- ・ 区画整理にあわせた用排水路や農道・暗渠排水、客土・心土破碎・除礫等
- ・ ハウス移転・設置や鳥獣侵入防止柵・防霜・防風・休憩施設、スマート農業（監視装置や自動給水栓）等も事業によっては可能
- ・ 農家意向や土地権利等に関する調査 等

【換地のイメージ図】



農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

① 経営体育成基盤整備事業（県営）

- ・ 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備等
 - ・ 受益面積20ha（中山間10ha）以上
 - ・ 農地集積率の一定割合以上の増加（50%以上）
 - ・ 補助率 一般地域：国50(55)%、県27.5%、地元22.5(17.5)%
国営関連：国50(55)%、県30.0%、地元20.0(15.0)%
- ※中心経営体への集積率に応じた促進費で地元負担軽減可能

地元とは
市町村+農家

【用語の説明】

集積：担い手に農地を集めること
集団：同一経営体にまとまりのある農地を集めること
※畦畔で接続、道水路で接続、一隅で接続等
集約：同一経営体に1ha（中山間0.5ha）以上のまとまりを有する農地を集め、連続して使えるようにすること
団体営：事業主体が市町村・土地改良区など
公社営：事業主体が農地中間管理機構（農業振興公社）
国営関連：国営かんがい排水事業に関連する地区
大淀川右岸、大淀川左岸、尾鈴、一ツ瀬川、都城盆地、西諸等

② 経営体育成基盤整備事業（機構関連）（県営・市町村営）

- ・ 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備等
- ・ 機構が農地中間管理権若しくは所有を有すること 又は 農業経営・農作業委託を受けていること
※中間管理権の設定は15年以上
- ・ 県 営：受益面積10ha（中山間5ha）以上
市町村営：受益面積 5ha以上
- ・ 平場1ha、中山間0.5ha以上のまとまりを有する農地であること
- ・ 事業完了後5年以内に集団化80%、集積・集約50%UP、収益20%UP（一般型）
- ・ 事業完了後5年以内に集団化又は集約化80%、営農又は施設の維持管理に関するコスト20%削減（省力化整備型）
- ・ 補助率 国62.5%、県27.5%、地元10.0%（農家負担は基本ゼロ）

③ 農地耕作条件改善事業（団体営・公社営）

- ・ 区画整理・拡大、暗渠排水、土層改良、農作業道、農業用排水施設、営農環境整備、高付加価値農業施設整備等
- ・ 地域計画策定区域
- ・ 総事業費200万円以上、農業者2者以上
- ・ 補助率 団体営：国50(55)%、県14%、 地元36(31)%
公社営：国50(55)%、県27.5%、地元22.5(17.5)%

※農家負担軽減：下記の事業要件をクリアすることで地元負担を最大ゼロまで軽減可能

※機構集積推進費：①新たに整備する農地面積地は、地域計画区域内で5ha未満

かつ、同区域内に位置する過去に整備した地区の、担い手への集積農地面積の1/3以下

※ 機構集積推進費：②3年以内に集積100%

③機構が農地中間管理権若しくは所有又は農業経営・農作業委託を受けていること（中間管理権は15年以上）

※ 機構集積推進費：④新たに整備する農地及び過去に整備した農地について、収益性が20%以上向上すること

農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

④ 宮崎県単独土地改良事業（団体営）

（ほ場整備事業）

- ・土地の区画形質の変更及びこれに附帯して行う工事
- ・受益面積1～20ha（中山間10ha未満）
- ・受益戸数 2戸以上
- ・補助率 県35～45%、地元55～65%

（暗渠排水事業）

- ・無材暗渠、簡易暗渠、管暗渠の新設・廃止・変更
- ・受益面積1～20ha（中山間10ha未満）
- ・受益戸数 2戸以上
- ・補助率 県35%、地元65%

⑤ 県単 農地集約化基盤整備事業（団体営）

- ・国庫補助の対象とならない小規模な基盤整備を定額で支援
- ・地域計画における目標地図に位置づけられている者で、農地中間管理の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水を活用している者
- ・補助限度額 1,000千円未満。ただし、1,000千円以上の地区であっても国庫補助事業の要件に該当しない場合はこの限りではない。（市町村が直接実施する場合において、市町村の財政力指数により1地区あたり800千円未満の場合あり。）
- ・補助率 県50%、地元50%（市町村財政力指数により県40%の場合あり）

農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	①経営体育成基盤整備事業	②経営体育成基盤整備事業 (機構関連)		③農地耕作条件改善事業	
事業主体	県営	県営	市町村営	団体営	公社営
受益面積	20ha以上 (10ha以上)	10ha以上 (5ha以上)	5ha以上	要件なし	
事業費	要件なし	要件なし		200万円以上	
農家戸数	要件なし	要件なし		2者以上	
補助率	国 50.0(55.0)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)%	国 62.5% 県 27.5% 地元 10.0%		国 50(55)% 県 14% 地元 36(31)%	国 50.0(55.0)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)%
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地集積率の一定割合以上の増加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 国営関連地区 国 50(55)% 県 30% 地元 20(15)% </div>	<ul style="list-style-type: none"> 機構が中間管理権若しくは所有権又は農作業委託等を受けていること ※中間管理権の設定は15年以上 平場1ha、中山間0.5ha以上のまとまりのある農地 事業完了後5年以内に集団化80%、集積・集約50%UP、収益20%UPなど 		<ul style="list-style-type: none"> 地域計画策定区域 ハード工期3年以内(ソフトは5年以内) 高収益作物に1/4以上転換(高収益作物転換型) 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 5ha未満かつ同区域内に位置する過去に整備した地区の、担い手への集積農地面積の1/3以下 機構が①所有②中間管理権③農作業委託等の期間が15年以上 担い手への集積100% 収益性20%以上向上
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体への集積率に応じ、地元負担軽減が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 農家負担ゼロとなる高い補助率 		<ul style="list-style-type: none"> 換地が不要な場合は事業実施までがスピーディ 高収益作物転換型ではハウス設置も支援 	<ul style="list-style-type: none"> 機構集積推進費により農家負担軽減可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業化には計画策定や法手続きが必要(数年単位) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業化には計画策定や法手続きが必要(数年単位) 事業化に高いハードル 		<ul style="list-style-type: none"> ①～②に比べると低い補助率 地域計画の策定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 機構関連事業と同等の要件設定

【用語の説明】 法手続き：事業実施に当たり土地改良法に基づく行政手続を行う事(公告縦覧・概要公告、同意取得・施行申請など)

農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	④宮崎県単独土地改良事業	⑤県単農地集約化 基盤整備事業
事業主体	団体営	団体営
受益面積	1～20ha (1～10ha)	要件なし
事業費	要件なし 原則200万円未満	補助金100万円未満
農家戸数	2戸以上	要件なし
補助率	県 35～45% 地元 55～65%	県 50% 地元 50% 財政力により県40%あり 定額助成あり
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助で実施できない箇所 ・工期1年以内 ・地域計画における目標地図に位置づけされた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画における目標地図に位置づけられた者 ・農地中間管理事業の活用又は認定農業者 もしくは畑かん用水を活用
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・換地が不要な場合は計画策定・法手続が不要で事業実施までがスピーディ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体1戸で事業可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい ・工期が短い 	<ul style="list-style-type: none"> ・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい

農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

【事業でできること】

- ・ 農業用用水路や排水路の新設・変更・更新
- ・ 畑地かんがい施設（パイプライン）の整備
- ・ 既存水路等の長寿命化

※頭首工・ため池の改修は農地等保全管理事業に掲載



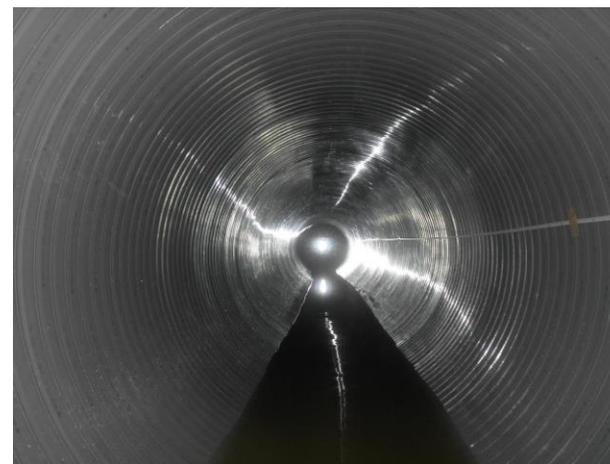
農業用排水路の整備



畑地かんがい施設の整備



水路の長寿命化



農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

① かんがい排水事業 一般型（県営）

- ・ 農業用排水路の新設・廃止又は変更
- ・ 水田 受益面積200ha・末端支配面積100ha以上
- ・ 畑地 受益面積100ha以上・末端支配面積20ha以上
- ・ 既存施設の改修を行う場合は、機能保全計画の策定が必要
- ・ 補助率 国50%、県25%、地元25%

【用語の説明】

末端支配面積：整備対象施設の末端が最低限備えるべき受益面積
国営関連地区：国営かんがい排水事業に関連する地区
大淀川右岸、大淀川左岸、尾鈴、都城盆地、西諸等
機能保全計画：施設の機能診断を踏まえ、機能維持のために必要な保全方式・時期を記載した計画

② かんがい排水事業 排水対策特別型（県営）

- ・ 収益性の高い水田営農確立を図るための排水機・排水樋門・排水路の更新又は整備
- ・ 受益面積20ha以上
- ・ 湛水する又は地下水位が高い水田が受益地の50%以上
- ・ 補助率 国50%、県25%、地元25%

③ 畑地帯総合整備事業（県営）

- ・ 畑の農業用排水路の新設・廃止又は変更、農道整備、区画整理等
- ・ 受益面積 担い手育成型：20ha（中山間10ha）以上、担い手支援型：30ha以上
- ・ 補助率 国50(55)%、県25%、地元25(20)% 国営関連地区：国50(55)%、県31.7(29.2)%、地元18.3(15.8)%
※担い手育成型は、中心経営体への集積率に応じた促進費で地元負担軽減可能

④ 基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

- ・ 国営・県営事業で造成された農業用排水施設等の機能保全計画策定・対策工事等
- ・ 末端支配面積20ha以上で、供用開始から10年以上経過しているもの
- ・ 総事業費200万円以上、受益者2者以上、事業工期：ソフト1年、ハード3年 計4年以内（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）
- ・ 対策工事を行うには、機能保全計画が必要
- ・ 補助率 機能保全計画策定：国100%※水利施設保全高度化事業）
対策工事：国50(55)%、県25%、地元25(20)%
※末端支配面積100ha（水田以外は20ha）未満の場合、法手続きが不要

⑤ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

- ・ 基幹ストックマネジメント施設に位置付けられていない農業用排水施設等の機能保全計画策定・対策工事等
- ・ 末端支配面積10ha以上
- ・ 総事業費200万以上、受益者2者以上、事業工期：ソフト1年、ハード3年 計4年以内（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）
- ・ 対策工事を行うには、機能保全計画が必要（受益面積100ha未満は簡易な計画で可）
- ・ 補助率 国50(55)%、県14%、地元36(31)% ※令和4年度以前の採択地区は国50(55)%、県25%、地元25(20)%

農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

⑥ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（団体営）

- ・ 農業水利施設のきめ細やかな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等
- ・ 国営造成施設と一体又は国庫補助事業で造成された農業水利施設等が対象
- ・ 総事業費200万円以上、受益者2者以上、事業工期：ソフト1年、ハード3年 計4年以内
- ・ 補助率 長寿命化対策：国50(55)％、県14％、地元36(31)％・・農業用排水施設の整備
防災減災対策：国50(55)％、県18％、地元32(27)％・・自然・社会状況の変化により早急に整備を要する農業用水利施設整備

⑦ 農地耕作条件改善事業（団体営）※再掲

- ・ 区画整理・拡大、暗渠排水、土層改良、農作業道、農業用排水施設、営農環境整備、高付加価値農業施設整備等
- ・ 地域計画策定地域（もしくは、人・農地プラン実質化区域等）
- ・ 総事業費200万円以上、農業者2者以上
- ・ 補助率 団体営：国50(55)％、県14％、地元36(31)％
機構営：国50(55)％、県27.5％、地元22.5(17.5)％
農地整備・集約推進費：基盤整備完了地区に隣接し新たに整備する農地割合が1/3以下、3年以内に集積100％、
機構が15年以上借り入れ又は農業経営・農作業委託を受けていること（全額国費）
高収益作物導入促進費（推進費）：高収益作物へ30％以上転換すること（国50(55)％）

⑧ 畑作等促進整備事業（団体営）

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理・拡大、農作業道、末端畑地かんがい施設等
- ・ 総事業費200万以上、農業者2者以上
- ・ 畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること
- ・ 補助率 国50(55)％、県（未定）、地元（未定）
※農家負担軽減：最大12.5％まで地元負担軽減可能
産地形成支援：受益地内のすべての水稲を畑作物・園芸作物に転換すること
（転換した農地は、水田活用の直接支払交付金の対象から除外）

⑨ 宮崎県単独土地改良事業（団体営）※再掲

- ・ 受益面積（かんがい排水事業）1～20ha（中山間10ha未満）
（排水改良事業）5ha未満
- ・ 受益戸数 2戸以上 ・ 補助率 県30～50％、地元50～70％

⑩ 県単 農地集約化基盤整備事業（団体営）※再掲

- ・ 国庫補助の対象とならない小規模な基盤整備を定額で支援
- ・ 地域計画における目標地図に位置づけられている者で、農地中間管理の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水を活用している者
- ・ 補助限度額 1,000千円未満。ただし、1,000千円以上の地区であっても国庫補助事業の要件に該当しない場合はこの限りではない。（市町村が直接実施する場合において、市町村の財政力指数により1地区あたり800千円未満の場合あり。）
- ・ 補助率 県50％、地元50％（市町村財政力指数により県40％の場合あり）

農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	かんがい排水事業		③畑地帯総合整備事業		④基幹水利施設ストックマネジメント事業	⑤地域農業水利施設ストックマネジメント事業
	①一般型	②排水対策特別型	担い手育成型	担い手支援型		
事業主体	県営		県営		県営	団体営
事業内容	農業用排水路の新設・廃止又は変更	排水機・排水樋門排水路の更新又は整備	畑の農業用排水路の新設・廃止又は変更 農道整備・区画整理等		国営・県営造成施設の機能保全・対策工事	基幹ストック施設以外の機能保全・対策工事
受益面積	水田 200ha以上 末端100ha以上 畑 100ha以上 末端20ha以上	20ha以上	20ha以上 (10ha以上)	30ha以上	末端20ha以上 供用開始10年以上	末端10ha以上
事業費	要件なし		要件なし		200万円以上	200万円以上
農家戸数	要件なし		要件なし		2者以上	2者以上
補助率	国 50% 県 25% 地元 25%		【国営関連地区】 国 50(55)% 50.0(55.0)% 県 25% 31.7(29.2)% 地元 25(20)% 18.3(15.8)%		国 50(55)% 県 25% 地元 25(20)% 計画策定は国100%	国 50(55)% 県 14% 地元 36(31)%
その他要件	・既存施設の改修を行う場合は、機能保全計画が必要	・湛水する又は地下水位が高い水田が受益地の50%以上			・工期3年以内 ・対策工事实施には、機能保全計画必要	・工期3年以内 ・対策工事实施には、機能保全計画必要
メリット		・特に排水条件の悪い地区に有効	・中心経営体への集積率に応じた促進費で地元負担軽減可能		・末端支配面積100ha(水田以外は20ha)未満の場合、法手続不要	・法手続不要 ・100ha未満は簡易な機能保全計画で対策工事可能
デメリット	・事業化には計画策定や法手続が必要(数年単位)	・事業化には計画策定や法手続が必要(数年単位)	・事業化には計画策定や法手続が必要(数年単位)	・事業化には計画策定や法手続が必要(数年単位)	・基幹ストック実施方針への位置づけ必要 ・事業化には計画策定が必要 ・事業工期が短い	・地域ストック実施方針への位置づけ必要 ・事業化には計画策定が必要 ・事業工期が短い

農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	⑥農業水路等長寿命化・防災減災事業 長寿命化対策	⑦農地耕作条件改善事業 ※再掲		⑧畑作等促進整備事業	⑨宮崎県単独土地改良事業 ※再掲	⑩県単農地集約化基盤整備事業 ※再掲
事業主体	団体営	団体営	機構営	団体営	団体営	団体営
事業内容	水利施設整備 機能保全計画策定等	農業用排水施設、暗渠排水、農作業道 区画整理・区画拡大、営農環境整備等			かんがい排水 排水改良等	農業用排水施設 湧水処理、暗渠排水等
受益面積	要件なし	要件なし	要件なし	要件なし	1～20ha (1～10ha)	要件なし
事業費	200万円以上	200万円以上	200万円以上	200万円以上	要件なし 原則200万円未満	補助金100万円未満
農家戸数	2者以上	2者以上	2者以上	2者以上	2戸以上	要件なし
補助率	国 50(55)% 県 14% 地元 36(31)%	国 50(55)% 県 14% 地元 36(31)%	国 50.0(55.0)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)%	国 50(55)% 県 未定 地元 未定	県 30～50% 地元 50～70%	県 50% 地元 50% 財政力により県40%あり 定額助成あり
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国営造成施設と一体又は国庫補助事業で造成された農業水利施設等 ・工期3年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業重点実施区域 ・工期3年以内(ソフトは5年以内) ・高収益作物に1/4以上転換(高収益作物転換型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・中間管理権・農作業委託等15年以上 ・基盤整備完了地区に隣接し新たに整備する農地割合が1/3以下 ・担い手への集積100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作物・園芸作物が作付けされる農地 ・工期5年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助で実施できない箇所 ・工期1年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画における目標地図に位置づけられた者 ・農地中間管理事業の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水を活用
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・法手続が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・換地が不要な場合は事業実施までがスピーディ ・高収益作物転換型ではハウス設置も支援 ・高収益作物導入促進費で農家負担軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備・集約推進費により農家負担軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作物・園芸作物を作付けする農地であれば、事業実施可能 ・水稻から転換する場合、作付転換支援により農家負担軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・換地が不要な場合は事業実施までがスピーディ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体1戸で事業可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑤に比べると補助率が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑤に比べると低い補助率 ・地域計画の策定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地集積100%以上必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス設置は不可 ・事業実施後は、水稻以外の作物の作付が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい ・工期が短い 	<ul style="list-style-type: none"> ・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい

農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

【事業でできること】

- ・ 農地から集出荷場など農産物流通の合理化を図る農道の整備（基幹農道）
- ・ 集落を結ぶ農道や、末端耕作道までの農道網整備（一般農道）
- ・ 既存農道の保全対策（ハード整備・橋梁点検など）



基幹農道の整備



一般農道の整備



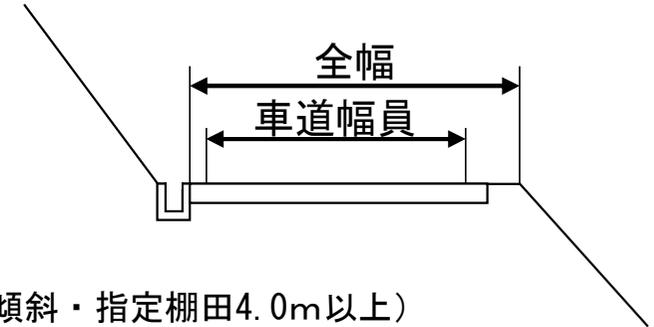
保全対策



農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

① 基幹農道整備事業（県営）

- ・ 農道網の基幹となる農道の整備
- ・ 受益面積 50ha以上（半島・過疎・山村・指定棚田30ha以上）
- ・ 総事業費 1億円以上、車道幅員 4m以上（半島・山村・指定棚田3m以上）
- ・ 補助率 国50%、県40%、地元10%



② 一般農道整備事業（県営）

- ・ 幹線から末端耕作道までの農道網の整備
- ・ 受益面積 50ha以上（半島・過疎・山村・指定棚田30ha以上）
- ・ 総事業費 5,000万円以上、幹線農道全幅 4.5m以上（半島・過疎・山村・急傾斜・指定棚田4.0m以上）
- ・ 補助率 国50%、県（未定）、地元（未定）

※樹園地等型 全幅：支線農道3.0m以上、末端耕作道2.0m以上
 農業集落間型 全幅：4.0m以上、受益面積30ha以上

③ 基幹農道整備事業（保全対策型）（団体営・県営）

- ・ 既存農道の点検診断や更新整備等を行うもの

		農山漁村地域整備交付金	農村整備事業
点検診断	採択要件	個別施設計画の策定	個別施設計画の策定 受益面積50ha（中山間30ha）かつ車道幅員4m以上 避難路、人命財産への影響が大きいもの } いずれか
	補助率	国50%、地元50%	国 定額
更新整備	採択要件	個別施設計画の策定 総事業費3,000万円以上 受益面積50ha（中山間30ha）以上	個別施設計画の策定 総事業費3,000万円以上 （避難路、人命財産への影響が大きいものは800万以上） 受益面積50ha（中山間30ha）かつ車道幅員4m以上 避難路、人命財産への影響が大きいもの } いずれか
	補助率	国50%、県（未定）、地元（未定）	国50%、県（未定）、地元（未定）

④ 農村地域防災減災事業 地域防災機能増進事業 農道防災対策工事（団体営・県営）

- ・ 農道橋などの耐震対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備
- ・ 防災受益面積 30ha以上
- ・ 総事業費 800万以上
- ・ 避難路又は人命財産への影響が大きいもの
- ・ 補助率 国50(55)%、県（未定）、地元（未定）

農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

⑤ 農地耕作条件改善事業（団体営）（農作業道）※再掲

- ・農地中間管理事業重点実施区域
- ・総事業費200万円以上、農業者2人以上
- ・補助率 団体営：国50(55)%、県14%、地元36(31)%

⑥ 畑作等促進整備事業（団体営）（農作業道）※再掲

- ・総事業費200万円以上、農業者2人以上
- ・畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること
- ・補助率 国50(55)%、県_未定、地元_未定

⑦ 宮崎県単独土地改良事業（団体営）※再掲

	農道整備事業		農道舗装整備事業
採択要件	（一般地域） 受益面積 1ha～20ha 受益戸数 2戸以上 延長 300～1,000m 有効幅員 2m以上	（中山間地域） 受益面積 10ha未満 受益戸数 2戸以上 延長 200～500m 有効幅員 1.5m以上	受益面積 10ha～20ha 受益戸数 2戸以上 延長 500m以上 幅員 2m以上 表層厚 3cm以上
補助率	県25%、地元75%	県30%、地元70%	県25%、地元75%

⑧ 県単 農地集約化基盤整備事業（農作業道）（団体営）※再掲

- ・地域計画における目標地図に位置づけられている者で、農地中間管理の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水を活用している者
- ・補助限度額 1,000千円未満。ただし、1,000千円以上の地区であっても国庫補助事業の要件に該当しない場合はこの限りではない。（市町村が直接実施する場合において、市町村の財政力指数により1地区あたり800千円未満の場合あり。）
- ・補助率 県50%、地元50%（市町村財政力指数により県40%の場合あり）

⑨ 県単 魅力あるふるさと環境づくり事業（農業集落道）（団体営）

- ・全幅 2m～4m
- ・補助率 県40(50)%、地元60(50)%（市町村財政力指数により県40%の場合あり）
 ※農業集落道：農村集落内で農作業や農作物運搬等に利用されている道路

農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	①基幹農道整備事業	②一般農道整備事業	③基幹農道整備事業（保全対策型）				④農村地域防災減災事業 地域防災機能増進事業 農道防災対策工事
			農山漁村地域整備交付金		農村整備事業		
			点検診断	更新整備	点検診断	更新整備	
事業主体	県営	県営	県営・団体営	県営・団体営	県営・団体営	県営・団体営	県営・団体営
事業内容	農道網の基幹となる農道の整備	幹線から末端耕作道までの農道網の整備	既存農道の点検診断	既存農道の更新整備	既存農道の点検診断	既存農道の更新整備	農道橋等の耐震対策や災害発生防止が必要な危険箇所の整備
受益面積	50ha以上 (半島・過疎・山村・指定棚田30ha以上)		要件なし	50ha以上 (中山間30ha以上)	50ha（中山間30ha）かつ車道幅員4m以上 避難路、人命財産への影響が大きいもの ※上記2項目のいずれか		30ha以上
事業費	1億円以上	5,000万円以上	要件なし	3,000万円以上	要件なし	3,000万円以上 避難路、人命財産への影響が大きいものは800万以上	800万円以上
農家戸数	要件なし	要件なし	要件なし		要件なし		要件なし
補助率	国 50% 県 40% 地元 10%	国 50% 県 (未定) 地元(未定)	国 50% 地元 50%	国 50% 県 (未定) 地元 (未定)	国 定額	国 50% 県 (未定) 地元 (未定)	国 50(55)% 県 (未定) 地元 (未定)
その他要件	車道幅員 4m以上 半島・山村・指定棚田3m以上	全幅 4.5m以上 半島・過疎・山村・急傾斜・指定棚田4m以上	個別施設計画の策定				避難路又は人命財産への影響が大きいもの
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きい農道整備ができる。 高い補助率 		<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの農道点検が可能 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を達成すれば、定額で点検が可能 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 避難路、人命財産への影響が大きければ、事業費要件が低い 法手続き不要 	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業化には計画策定や法手続きが必要（数年単位） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業化には計画策定や法手続きが必要（数年単位） 近年事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> 地元負担あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積、事業費要件あり 近年事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積・車道幅員要件あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積、事業費要件あり 近年事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積要件あり

農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	⑤農地耕作条件改善事業	⑥畑作等促進整備事業	⑦宮崎県単独土地改良事業		⑧県単農地集約化基盤整備事業	⑨県単魅力あるふるさと環境づくり事業
			農道整備事業	農道舗装整備事業		
事業主体	団体営	団体営	団体営	団体営	団体営	団体営
事業内容	農作業道	農作業道	農道整備	農道舗装	農作業道のみ	農業集落道のみ
受益面積	要件なし	要件なし	1～20ha (10ha未満)	10～20ha	要件なし	要件なし
事業費	200万以上	200万以上	要件なし 原則200万未満	要件なし 原則200万未満	原則200万未満	要件なし
農家戸数	2者以上	2者以上	2戸以上	2戸以上	要件なし	要件なし
補助率	国 50(55)% 県 14% 地元36(31)%	国 50(55)% 県 未定 地元 未定	県 25(30)% 地元 75(70)%	県 25% 地元 75%	県 50% 地元 50% 財政力により県40%あり	県 40(50)% 地元 60(50)% 財政力により県40%あり
その他要件	農地中間管理事業 重点実施区域	・畑作物・園芸作物が 作付けされる農地 ・工期5年以内	・延長 300～1000m (200～500m) ・有効幅員2.0m以上 (1.5m以上) ・国庫補助で実施できない箇所 ・工期1年以内	・延長 500m以上 ・幅員 2m以上 ・表層厚 3cm以上 ・国庫補助で実施できない箇所 ・工期1年以内	・地域計画における目標地図に位置づけられた者 ・農地中間管理事業の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水活用	・全幅2～4m ・魅力ふるさとプラン【基本型】の策定
メリット	・採択要件が低い ・高い補助率 ・法手続き不要	・採択要件が低い ・高い補助率 ・作付転換支援により地元負担軽減可能 ・法手続き不要	・法手続き不要	・法手続き不要	・中心経営体1戸で事業可能 ・法手続き不要	・法手続き不要
デメリット	・農地中間管理事業に取り組み農地集積を図る必要		・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい ・工期が短い	・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい ・工期が短い	・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい	・県単事業のため低い補助率

農村整備事業

【事業でできること】

- ・ 集落内の農道や排水路などの整備
- ・ 農業集落排水施設(下水道) や営農飲雑用水施設、防火水槽などの生活インフラ整備
- ・ 地域資源利活用施設や農産物販売・加工施設、交流施設、情報通信施設等の整備



農業集落道

集落道・排水路の整備



農業集落排水施設(下水道)

農業集落排水等の生活インフラ整備



小水力発電施設

地域資源利活用施設や活性化施設等の整備



集落排水路



営農飲雑用水施設



販売加工施設

【用語の説明】

営農飲雑用水施設：家畜飼育や園芸作物の栽培・洗浄などの農業用水と生活用水を併せて供給する施設

農村整備事業

① 中山間地域総合整備事業（団体営・県営）

- ・原則として中山間地域や指定棚田地域で、農業生産基盤整備と農村振興環境整備をあわせて行うもの
 農業生産基盤整備：用排水施設、農道、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水など
 農村振興環境整備：農業集落道、営農飲雑用水、防災安全施設、生産・販売・交流・農泊など施設、情報基盤施設など

	中山間地域農業農村総合整備事業	
	団体営	県営
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積10ha以上（生産・販売施設等を一体で実施する場合は、5ha以上） ・農業生産基盤整備1工種以上、かつ全体で2工種以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積10ha以上（生産・販売施設等を一体で実施する場合は、5ha以上） ・農業生産基盤整備1工種以上、かつ全体で2工種以上 ・高度な技術的判断が必要又は広域的な計画と関連
補助率	国 55% 県 17% 地元 28%	国 55% 県 32% 地元 13%

② 農業集落排水事業（団体営）

- ・農業集落排水施設（下水道）の整備・改築・撤去

	農村整備事業	農山漁村地域整備交付金
事業内容	・既設施設の再編・集約や効率化に向けた改築・撤去	・污水处理施設、資源循環施設、附帯施設の整備・改築
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・最適整備構想及び維持管理適正化計画の策定 ・受益戸数20戸以上（末端2戸以上） ・改築費200万円以上、供用開始7年以上 ・PFIや公営企業会計の適用検討 【強靱化型】次のいずれかを満たすもの 定住人口500人以上、浸水想定区域内、防災拠点が存在、施設の再編・集約 【高度化型】省エネや管理システムの新技术を導入するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・最適整備構想の策定 ・受益戸数20戸以上（末端2戸以上） ・改築費200万円以上、供用開始7年以上 ・PFIや公営企業会計の適用検討
補助率	国 50.0(50)% 県 7.5(10)% 地元 42.5(40)%	

農村整備事業

③ 農村整備事業（団体営）※②農業集落排水事業以外

- ・ 営農飲雑用水施設や地域資源利活用施設、集落防災安全施設の整備

	農村整備事業		
	営農飲雑用水施設整備事業	地域資源利活用施設整備事業	集落防災安全施設整備事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設施設の更新・保全対策や再編・集約 ・ 効率化に向けた改築・撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス、水力、風力、太陽光等の自然エネルギー供給施設の整備・更新・機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設の集落防災安全施設の更新・機能強化・保全対策・撤去
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 末端受益2戸以上 【強靱化型】 ・ 個別施設計画の策定 ・ 次の①～④いずれかを満たすもの ①給水戸数50戸以上②土砂災害警戒区域内 ③防災拠点が存在④施設の再編・集約 【高度化型】 ・ 農業生産性の向上、省エネや管理システムの新技術を導入するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時の自立運転機能 ・ 土地改良区管理する施設や農業農村振興に資する施設に直接給電するもの又は災害時の非常電源として地域活用すること <p>※固定買取価格制度で売電する場合は売電収入の一部を国庫返納する必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生した場合に、家屋や公共施設などに被害が生じる恐れがあること
補助率	国50(55)％、県7.5(7.5)％、地元42.5(37.5)％	国50％、県(未定)、地元(未定)	

④ 県単 魅力あるふるさと環境づくり事業（団体営）※再掲

- ・ 農村生活環境や農村地域防災の向上に資する下記の事業

	農村生活環境対策		
	生活基盤の整備	国土の維持・保全	地域活動の支援
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水施設 ・ 営農飲雑用水施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び土地改良施設のもつ「水・土の保全機能」維持向上を図るもの ・ 水管理システムの導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産・集落活動の活性化に資するもの
採択要件	2戸～19戸	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート畦畔：水田傾斜1/20(畑傾斜8度)以上、2戸以上 ・ 緊急的な土地改良施設の整備補強 ・ 棚田などの水管理システム及び防災重点ため池の管理・監視体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力ふるさとプラン【地域提案型】の策定
補助率	県40(50)％、地元60(50)％ (市町村財政力指数により県40％の場合あり)		

⑤ 県単 小水力発電等農村地域導入支援事業（団体営）

- ・ 農地や農業用施設等を活用した再生可能エネルギーの導入支援
導入支援（可能性調査、概略・基本設計等）、施設整備（新設・更新）
- ・ 補助率 県50(55)％、地元50(45)％

農地等保全管理事業 ～農地防災事業～

【事業でできること】

- ・ ため池や頭首工の改修
- ・ 排水機場や用排水路の新設・改修
- ・ 転落防止等の安全対策やハザードマップ等の整備



ため池・頭首工の改修・廃止



排水機場や用排水路の整備



転落防止等の安全対策やハザードマップ



農地等保全管理事業 ～農地防災事業～

① ため池等整備事業（県営・団体営）

- ・ 災害発生防止などが必要なため池の改修・新設と併せて行う廃止
- ・ 受益面積 2ha以上
- ・ 総事業費 800万円以上（防災重点ため池は4000万円以上）
- ・ 補助率 県営 国50(55)%、県35(30)%、地元10～15%
団体営 国50(55)%、県18%、地元32(27)%

② ため池等整備事業（土砂崩壊防止）（県営・団体営）

- ・ 風水害による土砂崩壊防止のための土留・擁壁・水路等の整備
- ・ 防災受益面積 5ha以上（県営）、総事業費 800万円以上（団体営）
- ・ 補助率 県営 国50(55)%、県40%、地元10(5)%
団体営 国50(55)%、県18%、地元32(27)%

③ ため池等整備事業（用排水路施設整備）（県営・団体営）

- ・ 自然・社会状況変化により早急に整備を必要とする頭首工・樋門等の変更又は当該施設に代わる用排水施設の新設
流域開発等に起因する溢水被害防止のために緊急に行う用排水施設の新設・変更
- ・ 受益面積 20ha（中山間10ha）以上
- ・ 総事業費 800万円以上
- ・ 補助率 県営 国50(55)%、県30%、地元20(15)%
団体営 国50(55)%、県18%、地元32(27)%

④ ため池等整備事業（安全対策工事）（県営・団体営）

- ・ 農業水利施設への転落等による被害防止を図るための安全施設の整備
- ・ 総事業費 200万円以上
- ・ 補助率 国50(55)%、県21%、地元29(24)%

⑤ 農業用河川工作物応急対策事業（県営・団体営）

- ・ 地域防災機能増進事業において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃、施設の単独整備が可能
- ・ 河川に設置している頭首工や水門・樋門などの整備補強・撤去、撤去に伴う代替水源の整備
- ・ 総事業費 800万円以上
- ・ 補助率 大規模（総事業費1億円以上） 国55%、県37%、地元8% ・ ・ 県営
小規模（総事業費1億円未満） 国50(55)%、県42%、地元 8(3)% ・ ・ 県営・団体営

農地等保全管理事業 ～農地防災事業～

⑥ 湛水防除事業（県営）

- ・ 湛水被害の恐れがある地域での排水機場、排水路、堤防等の新設・改修
- ・ 受益面積 30ha以上（畑に係るものにあつては20ha以上）
- ・ 総事業費 5,000万円以上
- ・ 補助率 国50(55)％、県36.5％、地元13.5(8.5)％

⑦ 農地保全整備事業（県営・団体営）

- ・ 特殊土壌地帯や急傾斜地での排水施設等の新設・改修、防風施設の整備など（本工事という）
- ・ 上記整備に併せて行う農道、水兼農道、土留工などの新設・改修（関連工事という。本工事事業費を超えないこと）
- ・ 受益面積 本工事：県営50ha（畑20ha）以上、団体営10ha以上
関連工事：県営5ha以上、団体営 要件なし
- ・ 補助率 県営 シラス対策：国55％、県30％、地元15％（関連工事 国45％、県31％、地元24％）
特殊土壌対策：国50％、県29％、地元21％（関連工事 国45％、県31％、地元24％）
急傾斜対策：国50％、県29％、地元21％（関連工事も同じ）
団体営 未定

⑧ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（団体営）※再掲

- ・ ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備
- ・ 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設の整備
- ・ 緊急時の迅速な避難行動や適切な安全管理につなげる対策
- ・ 総事業費200万以上、受益者2者以上、工期3年以内
- ・ 補助率 防災減災対策：国50(55)％、県18％、地元32(27)％ 定額等・・ため池や農業水利施設等の整備・廃止、危機管理システム等
- ・ ため池保全避難対策：定額・・ハザードマップ・監視体制強化など

⑨ 宮崎県単独土地改良事業（団体営）※再掲

（農業用排水路等安全施設整備事業）

- ・ 通学路や学校・住宅地等で水難事故防止上必要なフェンス・蓋・スクリーン等
- ・ 総事業費 原則200万円未満
- ・ 補助率 県30％、地元70％

（農業用ため池緊急防災対策事業）

- ・ 堆砂率が貯水量の10％以上のため池の改修・浚渫・土砂堆積防止等
- ・ 災害基本法の規定により市町村防災計画に定められた施設
- ・ 受益戸数 2戸以上
- ・ 総事業費 800万円未満
- ・ 補助率 県50％、地元50％

農地等保全管理事業 ～機能保全・復旧・維持管理事業～

【事業でできること】

- ・ 農業水利施設の機能保全・長寿命化
- ・ 土地改良施設の補修整備、突発事故・災害の復旧
- ・ 農地・農業用施設の維持管理への助成



農業水利施設の機能保全・長寿命化



補修整備、突発事故・災害の復旧



維持管理への助成



農地等保全管理事業 ～維持管理・機能保全事業～

① 基幹・地域農業水利施設ストックマネジメント事業（県営・団体営）※再掲

- ・機能保全計画に基づく既存農業水利施設の補修・補強・更新などの工事
- ・基幹ストマネ、地域ストマネ実施方針に位置付けられた施設が対象
- ・事業費 200万円以上、受益者2者以上
- ・事業工期 ソフト1年、ハード3年 計4年以内（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）
- ・受益面積 県 営：末端支配面積20ha以上（100ha以上は法手続が必要）
団体営：10ha以上
- ・補助率 県営：国50(55)%、県25%、地元25(20)% 団体営：国50(55)%、県14%、地元36(31)%

② 農業水路等長寿命化・防災減災事業（団体営）※再掲

- ・農業水利施設のきめ細やかな長寿命化対策や機動的な防災減災対策
- ・国営造成施設と一体又は国庫補助事業で造成された農業水利施設等が対象
- ・事業費200万円以上、受益者2者以上、事業工期：ソフト1年、ハード3年 計4年以内
- ・補助率 長寿命化対策：国50(55)%、県14%、地元36(31)% ・・農業用排水施設の整備
防災減災対策：国50(55)%、県18%、地元32(27)% ・・自然・社会状況の変化により早急に整備を要する農業用水利施設整備

③ 土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

- ・小規模な揚排水機場や頭首工・樋門、ため池、用排水路等の整備補修
- ・水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修
- ・事業費 200万円以上
- ・補助率 国30%、県30%、地元40%（地元負担のうち30%は拠出金として5年間積立、10%は事業実施時負担）

④ 土地改良施設突発事故復旧・事故事業（県営・団体営）

- ・土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧及び機能回復工事、類似の被害を防止する対策
- ・土地改良施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施
- ・基幹ストマネ・地域ストマネ実施方針に位置付けられ、機能保全計画等に基づいた維持管理が行われている施設が対象
- ・事業費 200万円以上、末端支配面積20ha(中山間10ha)以上（営農・経済活動・生活に影響が大きい事故は末端支配面積によらず可能）
- ・補助率 県 営：国50(55)%、県32%、地元18(13)%
団体営：国50(55)%、県21%、地元29(24)%

⑤ 水利施設整備事業（基幹・地域水利施設保全型）（団体営）

- ・土地改良施設で発生した突発事故の緊急補修工事等
- ・基幹ストマネ・地域ストマネ実施方針に位置付けられている施設が対象（機能保全計画なしでも可）
- ・基幹水利施設は末端支配面積20ha以上
- ・地域水利施設は面積要件なし・事業費40万円以上
- ・補助率 基幹水利施設：国50%、県14%、地元36%
地域水利施設：国50%、県14%、地元36%

農地等保全管理事業 ～維持管理・機能保全事業～

⑥ 災害復旧事業（団体営）

- ・ 異常気象（時間雨量20mm以上・24時間雨量が80mm以上など）で被災した農地・農業用施設の復旧 ※基本的に原形復旧
- ・ 1箇所工事費が40万円以上であること
- ・ 補助率：農地 国50%、地元50% 農業用施設 国65%、地元35%（農家負担等に応じて補助嵩上あり）

⑦ 県単魅力あるふるさと環境づくり事業（団体営）※再掲

（国土の維持・保全）

- ・ 機能維持・向上のために緊急的に実施する土地改良施設の整備補強工事
- ・ 補助率 県40(50)%、地元60(50)%（市町村財政力指数により県40%の場合あり）

（農村地域降灰除去対策）

- ・ 農地や市町村以外が管理する土地改良施設等の降灰除去（請負・資機材のリース）
- ・ 補助率 県50%、地元50%

（農業用水緊急渇水対策）

- ・ 農業用水確保に支障を来している場合の緊急渇水対策（給水源整備、ポンプや貯水タンクの購入・リース）
- ・ 1～9月の連続干天日数20日以上、又は30日間の総雨量が100mm以下の地域
- ・ 緊急水源確保は200万円以内、集落共同渇水対策は10万円以上
- ・ 補助率 県50%、地元50%

⑧ 多面的機能支払交付金（団体営）

- ・ 農業農村の国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援 ※旧農地・水・環境保全向上対策
- ・ 水路・農道の保全や、草刈り、水路の補修・更新、農道舗装、植栽などを支援
- ・ 活動期間は原則5年
- ・ 交付単価（10aあたり）
（農地維持支払交付金）田3,000円、畑2,000円、草地250円・・・草刈・泥上げ・路面維持など
（資源向上支払交付金：共同活動）田2,400円、畑1,440円、草地240円・・・水路補修、植栽など
（資源向上支払交付金：長寿命化）田4,400円、畑2,000円、草地400円※最大額・・・水路更新・農道舗装など

⑨ 中山間地域直接支払交付金（団体営）

- ・ 中山間地域等での農業生産条件の不利を補い、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援
- ・ 耕作放棄の防止、水路や農道の管理、鳥獣被害防止対策、集落戦略の作成国土保全・生態系保全の取り組みを支援
- ・ 交付単価（10aあたり）
田：急傾斜21,000円、緩傾斜8,000円
畑：急傾斜11,500円、緩傾斜3,500円
草地：急傾斜10,500円、緩傾斜3,000円 など

国事業名・県事業名の対比表

柱	体系	県事業名	国事業名
農業生産基盤整備事業	農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金
		経営体育成基盤整備事業（機構関連）	農地中間管理機構関連農地整備事業
		農地耕作条件改善事業	同左
		畑作等促進整備事業	同左
	水利施設整備事業	かんがい排水事業	水利施設整備事業
		畑地帯総合整備事業	水利施設等保全高度化事業、農山漁村地域整備交付金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	同左
	農道整備事業	基幹農道整備事業	農山漁村地域整備交付金
		一般農道整備事業	農山漁村地域整備交付金
		基幹農道整備事業（保全対策型）	農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
		農村地域防災減災事業（地域防災機能増進事業 農道防災対策工事）	同左
	農村整備事業	農村整備事業	中山間地域総合整備事業
農業集落排水事業			農村整備事業、農山漁村地域整備交付金
営農飲雑用水施設整備事業			農村整備事業
農地等保全管理事業	農地防災事業	ため池等整備事業	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金
		農業用河川工作物応急対策事業	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金
		湛水防除事業	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金
		ため池等整備事業（土砂崩壊防止）	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金
		ため池等整備事業（用排水路施設整備）	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金
		農地保全整備事業	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金
		ため池等整備事業（安全対策工事）	農村地域防災減災事業
	維持管理・機能保全事業	土地改良施設維持管理適正化事業	同左
		土地改良施設突発事故復旧事業	土地改良施設突発事故復旧・ 防止 事業
		水利施設整備事業（基幹・地域水利施設保全型）	農山漁村地域整備交付金
		災害復旧事業	同左
		多面的機能支払交付金	同左
		中山間地域直接支払交付金	同左

各種事業の詳細資料集

<国庫補助事業>

- ・ 農業競争力強化農地整備事業 P30～31
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業 P32
- ・ 農地耕作条件改善事業 P33～35
- ・ 畑作等促進整備事業 P36～37
- ・ 水利施設整備事業 P38
- ・ 畑地帯総合整備事業(水利施設等保全高度化事業) P39
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 P40～41
- ・ 農山漁村地域整備交付金 P42
- ・ 農村整備事業 P43～44
- ・ 中山間地域農業農村総合整備事業 P45
- ・ 農村地域防災減災事業 P46
- ・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業 P47
- ・ 土地改良施設維持管理適正化事業 P48
- ・ 土地改良施設突発事故復旧・防止事業 P49
- ・ 災害復旧等事業(農地・農業用施設等) P50
- ・ 多面的機能支払交付金 P51
- ・ 中山間地域直接支払交付金 P52
- ・ 土地改良区機能強化支援事業 P53

<県単事業>

- ・ 宮崎県単独土地改良事業 P54
- ・ 魅力あるふるさと環境づくり事業 P55
- ・ 農地集約化基盤整備事業 P56
- ・ 小水力発電等農村地域導入支援事業 P57

農業競争力強化農地整備事業〈公共〉

【令和7年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数)

〈対策のポイント〉

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

〈事業目標〉

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

〈事業の内容〉

- 1. 農地整備事業** ← **経営体育成基盤整備事業**
 地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施
- 2. 実施計画等策定事業**
 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定
- 3. 草地畜産基盤整備事業**
 草地に立脚した畜産経営の展開に必要な草地の基盤整備等を実施
- 4. 農業基盤整備促進事業**
 畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

〈事業イメージ〉

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

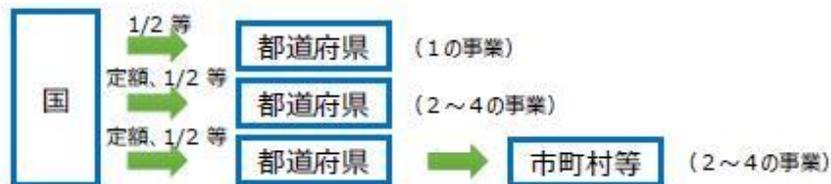


(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地

〈事業の流れ〉



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

【お問い合わせ先】 (1、2、4の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
 (3の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-2399)

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、高収益作物への転換等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備等

附帯事業：農地集積促進事業等
【限度額：事業費の12.5%】

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定等（2年以内等）

- ※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、スマート農業に取り組む地区は最大4年
 - ※ 水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、スマート農業に取り組む地区、大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の保全管理の省力化整備計画を策定する地区の場合、定額助成（令和7年度採択分まで（省力化整備地区は令和12年度採択分まで））
 - ※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能
- ※ 下線部は拡充内容

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

事業実施後の農地の集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%~12.5%を交付

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・助成割合

集積率	助成割合	集約化加算
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75~85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65~75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55~65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）

- ※ 集約化加算：担い手に集積する農地の80%以上を集約化（面的集積）する場合
- ※ 国費負担割合は50%等

<整備前>



<整備後>



大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県等

3. 実施要件

受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）等
※地域計画の策定を要件化（令和7年度申請分以降）

補助率：50%等

農地中間管理機構関連農地整備事業〈公共〉【令和7年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円の内数】 (令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数)

〈対策のポイント〉

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

〈事業目標〉

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率 (約8割以上 [令和7年度まで])

〈事業の内容〉

1. 農地整備事業

- 一般型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用排水施設等
- 省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

2. 実施計画等策定事業 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】※ 下線部は拡充内容 ※ 地域計画の策定を要件化(令和7年度申請分以降)

〈共通〉

農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと

- ①機構が農地中間管理権を有する農地
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- ③機構が所有する農地

受益面積：10ha以上 (中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上)

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

〈一般型〉

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内 (果樹等は10年以内)に
 販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等
 ※生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,600円/60kg以下 又は 麦・大豆等々3割転換 等

〈省力化整備型〉

対象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集団化等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

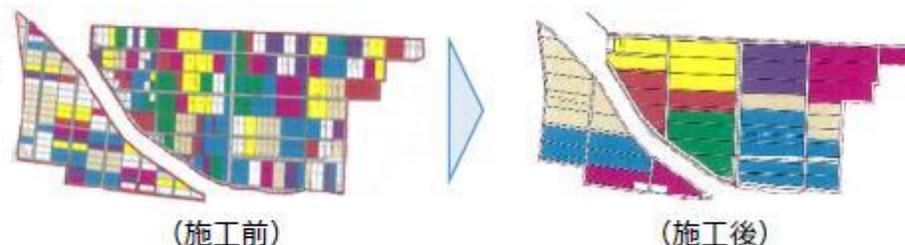
保安全管理コスト：20%以上削減

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能)



〈農地面積・集約化の考え方〉



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843 (19,843) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
2. 高収益作物転換
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
3. スマート農業導入
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
4. 病害虫対策
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
5. 水田貯留機能向上
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
6. 土地利用調整
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能
 ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
 （事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
 【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、
以下の①～⑥を支援
(①～⑥は組み合わせることが可)

・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く） ※下線部は拡充内容
・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

① 農地集積促進 農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

(ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除稈、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備（定額※¹）、
農業用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率※²）等
(ソフト) 集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※³（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等

※¹ 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R6年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など
※² 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など ※³ 半年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

(ハード) 高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等
(ソフト) 高収益作物への転換支援※⁴、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※⁵（定率）等

※⁴ 高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、半年度あたり300～500万円迄を支援
※⁵ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置 等



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

(ハード) スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等
(ソフト) トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等



GNSS基地局設置

④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】 植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

(ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
(ソフト) 土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】 農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

(ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）等
(ソフト) ※⁶ 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等

※⁶ ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ソーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地

(ハード) 粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
(ソフト) 交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（2/2）

〔機構集積推進費〕 ※下線部は拡充内容

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



- 事業内容：** 定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。
- 実施主体：** 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等
- 実施要件：**
- ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5ha未満であるとともに、同区域内で過去に国費投入された担い手への集積農地面積の1/3以下となること
 - ・以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
 - ③機構が農地を所有している期間
 - ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
 - ・本推進費と経営転換協力を重複して交付しないこと
 - ・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

〔高収益作物導入促進費〕

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。
 - 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）することにより、高収益作物への転換を強力に推進。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※標準的な負担割合
なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

畑作等促進整備事業

【令和7年度予算概算決定額 2,200 (2,200) 百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等の基盤整備**を支援します。

2 ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

畑作等促進整備事業

○ 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稻から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

事業概要

実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：200万円以上 ・農業者数：2者以上 ・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること） ・工事期間：5年以内 	等
実施主体	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人	等
事業内容	<p>1 定率助成（平地50%、中山間地域55% 等）</p> <p>（1）ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 <p>（2）ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整、地形図作成、農地集積、集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設・機械リース、専門家による指導助言・研修 <p>2 定額助成（標準的な工事費の1/2相当）</p> <p>（1）ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 <p>（2）ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利関係、農家意向把握等に係る調査・調整、果樹・茶に係る新植・改植支援、専門家による指導助言・研修 	等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>作付転換支援</p> <p>受益地内の全ての水稻を畑作物・園芸作物に転換した場合※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率事業について、ガイドライン※2上の農家負担額を上限とする推進費を交付 ・定額事業について、工事費単価を10/10相当に引上げ </div> <p>※1 転換した農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外 ※2 土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針</p>		



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良



園芸作物への転換

〈対策のポイント〉

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

〈事業目標〉

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

〈事業の内容〉

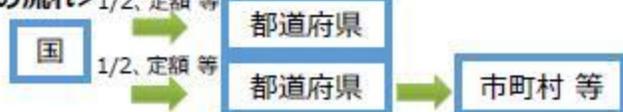
← **かんがい排水事業**

- 1 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編 **基幹・地域水利施設保全型**
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3 流域治水対策の推進
 - ① 農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
 - ② 田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備します。
 - ③ 流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設を整備します。
- 4 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】 省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付
- 5 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
 - ① 担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
 - ② 作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
 - ③ 転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。
 【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費を交付
- 6 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
- 7 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施します。

〈事業イメージ〉



〈事業の流れ〉



【実施要件】 受益面積200ha以上 等
 ※ 5①において地域計画の策定を要件化
 (令和7年度申請分以降)
 ※ 下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

畑地帯総合整備事業〈公共〉

【令和7年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円の内数】

(令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数)

〈対策のポイント〉

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

〈事業目標〉

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

〈事業の内容〉

1 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
畑地帯における畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの

〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費を交付

高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付

【実施要件】 受益面積20ha（畑地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
（樹園地については受益面積5ha以上※（0.5ha以上の団地の合計））等

※ 優良品種・品目の導入に取り組む場合

2 水田地帯における畑作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化のための整備
パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畑地化等の基盤整備を実施するもの

【附帯事業】

高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付 等

【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等10ha）以上
（事業実施区域の5割以上で畑作物・園芸作物を作付けする場合は5ha以上） 等

3 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等

〈事業の流れ〉



※ 1のうち担い手育成対策において
地域計画の策定を要件化
（令和7年度申請分以降）

〈事業イメージ〉



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和7年度予算概算決定額 28,150 (28,150) 百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

基幹水利施設ストックマネジメント事業
地域農業水利施設ストックマネジメント事業 含む

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha [令和7年度まで]）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新※、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備※（湧水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の経費を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

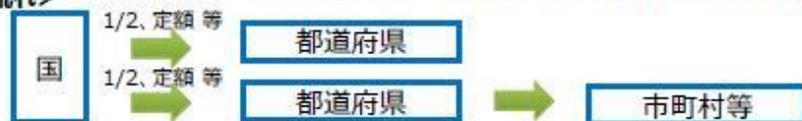
※地域防災計画に位置づけられた避難路等の農道施設整備を含む。

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)

農業水路等長寿命化・防災減災事業（農道施設整備）の拡充

- 令和6年能登半島地震では、被災地区へのアクセス困難による初動対応の遅れが発生し、生活に密着した道路の長寿命化・強靭化を図ることの重要性が再認識されているところ。
- 農道は、営農活動のみならず、災害時の重要施設の点検にも必要な生活に密着した道路。
- このため、「農道施設整備」を対象事業に追加し、長寿命化・強靭化に資する機動的かつきめ細かな整備を促進。

【拡充内容等】

<拡充内容>

農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち、長寿命化対策※1及び自然災害等対策※2の対象事業に「農道施設整備」を追加

○農道施設整備に係る主な事業内容

※1：舗装工、橋梁工、トンネル工、法面保護工、附帯構造物・交通安全施設・交通管理施設等の整備

※2：耐震改修等

<対象となる要件>

- ①及び②のいずれかに該当する農道を対象
 - ① 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等※3の農業用施設、その他公共施設※4に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの
 - ② 地域防災計画に位置づけられた避難路、迂回路及び緊急輸送道路
- ※3：都道府県の点検要領等の点検対象に位置づけたもの
- ※4：BCP等の点検対象に位置づけたもの（公共施設（庁舎、学校等）、交通施設（道路、鉄道等）、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設、消防・警察無線施設等の防災上・社会生活上、重要な施設）

<実施主体>

都道府県、市町村、土地改良区等

【事業イメージ】

農道施設の機動的かつきめ細かな整備を促進

小規模な農道施設整備を支援対象に追加

機動的かつきめ細かな整備が実施可能

■長寿命化対策

舗装工



法面保護工



■自然災害等対策

落橋防止装置の整備



縁端拡幅(耐震対策)



農山漁村地域整備交付金〈公共〉

基幹農道整備事業、一般農道整備事業
基幹農道整備事業（保全対策型）等

【令和7年度予算概算決定額 76,249（76,999）百万円】

〈対策のポイント〉

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

〈事業目標〉

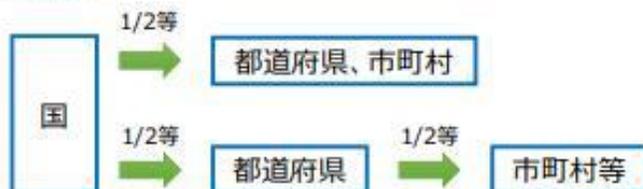
- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%〔令和7年度まで〕）

〈事業の内容〉

1. 都道府県又は市町村は、地域の实情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉

交付金を活用した事業例

<p>【農業農村基盤整備】</p> <p>ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進 老朽化した用水路の整備・更新</p>	<p>【水産基盤整備】</p> <p>漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良） 漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）</p>
<p>【森林基盤整備】</p> <p>林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現 治山施設による山地災害の未然防止</p>	<p>【海岸保全施設整備】</p> <p>津波、高潮による被害を未然に防くため海岸堤防の整備を推進 津波・高潮対策としての水門整備</p>

（共通） 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】（農業農村分野） 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
 (森林分野) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
 (水産分野) 水産庁計画・海業政策課 (03-6744-2387)

農村整備事業〈公共〉

農業集落排水事業
基幹農道整備事業（保全対策型）

【令和7年度予算概算決定額 6,535（6,866）百万円】
（令和6年度補正予算額 2,321百万円）

〈対策のポイント〉

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

〈事業目標〉

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

〈事業の内容〉

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

（施設計画策定事業において、新たに大規模災害を想定した初動体制整備及び施設再編・集約に関する方針を維持管理適正化計画で策定することを支援します。）

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

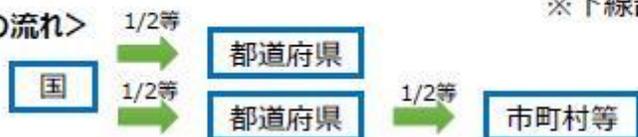
4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

〈事業の流れ〉



※下線部は拡充内容

〈事業イメージ〉

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
（太陽光発電施設）



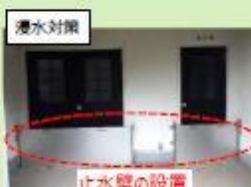
集落防災安全施設
（土砂崩壊防止施設）

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

農村インフラの高度化

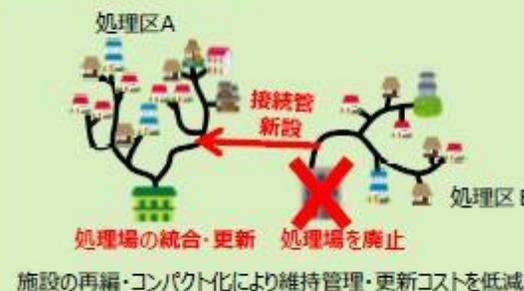
生産性の向上、生産コストの削減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



止水壁の設置



非常用電源の設置



【お問い合わせ先】農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

農村整備事業（計画策定等事業）の拡充

- 農業集落排水施設における大規模災害からの復旧・復興に際して、特に人口減少が著しく、集落が大幅に縮小した地域においては、原形復旧を行うよりも、規模の縮小又は廃止をした方が、維持管理の面で地域の負担が軽減するケースが増加することが予想される。また、大規模災害時の初動体制についても、限られた市町村職員のみでの対応が難しくなっており、全国からの支援者を受け入れる体制を事前に検討することが求められている。
- 復旧・復興に際し、農業集落排水施設の規模縮小又は廃止を行うために必要な地域の合意形成には一定の期間を要する。また、大規模災害が発生してからでは、多くの住民が被災し、避難しているため、復旧にあたっての合意形成を行うことは困難。
- 大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針の検討を必須とすることで、平時からの地域住民の間での話し合いを促し、今後発生することが予想される風水害を含む大規模災害において、農業集落排水施設に係る初動体制の整備及び地域の規模・実情に応じた復旧・復興を効率的に行うことができるよう支援。

施設計画策定事業

目的・ポイント

維持管理のコストや負担の軽減
 (①再編・集約、②規模・処理方式の適正化、③省エネ技術、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針、⑤その他)

維持管理費や最適化された保全対策費を更に軽減し、持続的な公営企業経営を実現

内容

維持管理を含む施設現況調査結果を基に①施設の再編・集約、②施設規模又は汚水処理方式の適正化、③省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針をとりまとめたもの

留意事項

- ・①～④の全てを検討
- ・検討の省略要件を設定
 例) -経費回収率（維持管理費）が100%以上、自治体がとりまとめた防災計画等に農業集落排水施設が位置付けられている等
- ・ハード実施の要件となっているが、経過措置を設定。
- ・既に①～③まで作成している場合は、別途④のみ作成できる。

平時から大規模災害を想定した応急時等の初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針を検討



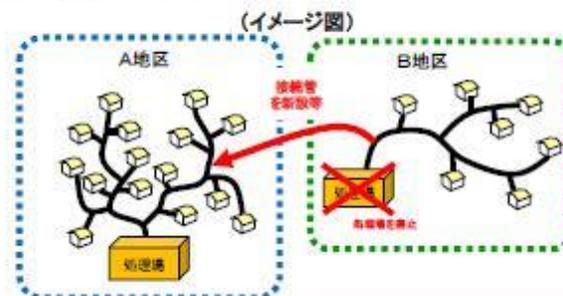
施設計画策定に当たり、平時から大規模災害を想定して、農業集落排水施設に係る大規模災害時の初動体制の整備及び地域の規模・実情に応じた復旧・復興等が行えるよう大規模災害時の初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針を検討必須項目とし、策定を支援。



大規模災害時の対応

■地域の規模・実情に応じた復旧

平時から、話し合いにより策定した再編・集約方針に沿って、地域の規模・実情に応じた復旧・復興に早期に着手できる。



■初動体制の整備

被災市町村の担当職員は、人命救助・確保、避難所運営等の生活支援に追われるため、国や県との連絡体制や全国から訪れる支援者に対して、どのような支援を依頼するか等を事前に検討しておくことで、復旧の初動体制を早期に確立できる。

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

中山間地域総合整備事業

【令和7年度予算概算決定額 3,990 (4,534) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 2,119百万円)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等

【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く

※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

農村地域防災減災事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 38,086 (38,101) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 42,524百万円)

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

農業用河川工作物応急対策事業、湛水防除事業
 ため池等整備事業 (土砂崩壊防止)
 ため池等整備事業 (用排水路施設整備)
 農地保全整備事業、水利施設危機管理対策事業 など

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

- 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

- 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- 地域防災機能増進事業 (土地改良施設豪雨対策事業)において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能に
- 農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能であることを明確化

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

防災重点農業用ため池緊急整備事業〈公共〉【令和7年度予算概算決定額 38,086 (38,101) 百万円の内数】 ため池等整備事業 (令和6年度補正予算額 42,524百万円の内数)

〈対策のポイント〉

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、**防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進**します。

〈事業目標〉

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(約21万ha [令和7年度まで])

〈事業の内容〉

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間**(令和13年3月まで)における以下の対策を支援します。

1. ハード対策(補助率: 1/2等)

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等(総事業費4千万円以上)
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「**緊急性が高いもの**※」については補助率55%で支援

〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①と併せ行う堆砂対策(堆砂率がおおむね10%以上のもの、**洪水時における緊急放流が阻害されているもの等**)

2. ソフト対策(定額)

ため池の**劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等**

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉



整備前



整備後

堤体の補強及び法面保護による浸食防止



整備前



整備後

ため池の洪水吐きの改修(洪水流下能力の増加)



劣化状況評価

堤体からの漏水量計測



地震耐性評価

ボーリングによる土質調査



豪雨耐性評価

洪水吐きの構造を調査

【お問い合わせ先】農村振興局防災課(03-6744-2210)

土地改良施設維持管理適正化事業 < 公共 >

【令和7年度予算概算決定額 4,673 (4,450) 百万円】

< 対策のポイント >

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

< 事業目標 >

- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保、地域と連携した営農環境の維持・地域計画の着実な実現
- 渇水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

< 事業の内容 >

1. 整備補修事業

- ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
- ② 地域の農業生産基盤の保全等に関する計画 (通称「水土里ビジョン」) に位置付ける施設の整備補修

2. 施設改善対策事業

水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修

3. 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備

4. 緊急整備補修

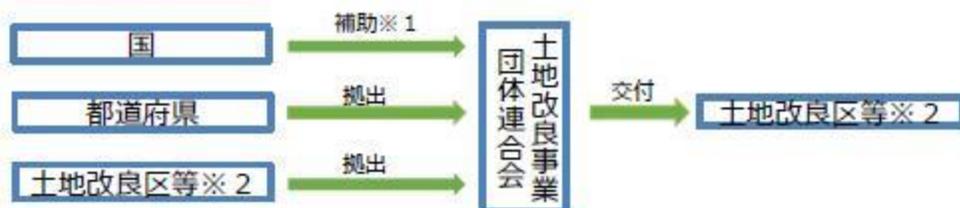
予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備 (ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等)

※下線部は拡充内容

< 事業の流れ >



※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。

1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。

※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

< 事業イメージ >

整備補修事業



整備補修事業 (水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修)



防災減災機能等強化事業



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

土地改良施設突発事故復旧・防止事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 3,729 (1,642) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 1,119百万円)

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

1 突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した**突発事故の現地復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策**を迅速に実施します。

2 事故防止事業

土地改良施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、**事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施**します。

【実施要件】

①直轄事業

- ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設
- ・末端支配面積：100ha以上 等
- ・復旧事業費：2,000万円以上

②補助事業

- ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設
- ・末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上 等
 （団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）
- ・復旧事業費：200万円以上

<事業の流れ>

(直轄事業)

国 国費率:2/3等

(補助事業)

1/2等

都道府県

1/2等

都道府県

市町村等

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

突発事故への迅速な対応



事故の兆候が認められた段階で対応



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）〈公共〉

【令和7年度予算概算決定額 7,635（8,564）百万円】
 （令和6年度補正予算額 28,382百万円）

〈対策のポイント〉

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

〈事業目標〉

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

〈事業の内容〉

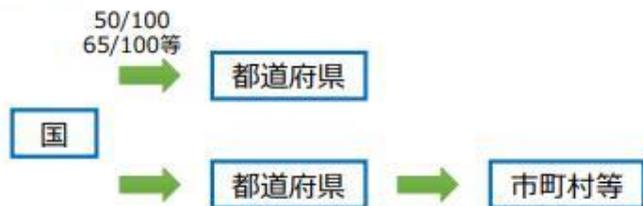
1. 災害復旧事業 7,422（8,234）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧を行います。また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 213（330）百万円

農地・農業用施設の災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を行います。

〈事業の流れ〉



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の高上げ制度あり。

〈事業イメージ〉

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

- 農地法面の復旧



- 決壊した農業用ため池の復旧



- 農業用水路の復旧



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設の改築・補強等

- 復旧と併せた区画整備



- 復旧と併せた農業用ため池の改修（緊急放流工の設置）



- 農村生活環境施設（農業集落排水施設）の復旧



【お問い合わせ先】農村振興局防災課（03-6744-2211）

日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

[令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円]

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③農地維持支払 (共同)※1	④資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	⑤資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	⑥資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1: ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3: ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※下線部は拡充内容

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目	都府県		北海道	
	田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進への支援 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	400	240	320	80
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)への支援	400		320	

項目	都府県		北海道	
	田	畑	田	畑
環境負荷低減の取組への支援	800	4,000	8,000	3,000
江の設置等	作溝実施	4,000		
	作溝未実施	3,000		
組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと		40万円/組織	

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

<事業の内容>

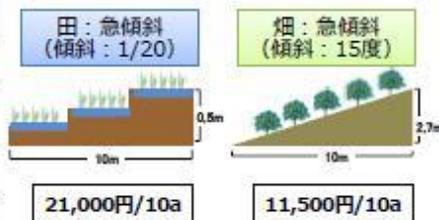
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画^{※1}の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大 ^{※3}) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援 ^{※2}	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10～40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

土地改良区機能強化支援事業〈公共〉

事業主体：土地改良区

補助率：定額（1ビジョン当たり300万円を上限）

【令和7年度予算概算決定額 852（－）百万円】

〈対策のポイント〉

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、地域の農業生産基盤を保全する土地改良区の運営基盤の強化を支援します。

〈事業目標〉

農業生産基盤の保全を担う土地改良区の運営基盤の強化

〈事業の内容〉

1. 「水土里ビジョン」策定の推進

地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）の策定

2. 統合整備の推進

土地改良区の合併等に必要な統合整備計画の策定や事務機器等の整備

3. 施設管理、運営改善対策

- ① 土地改良施設の診断・管理指導
- ② 土地改良区の経営診断・改善指導
- ③ 換地業務等に関する土地改良区への指導
- ④ 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度等の活用に関する土地改良区への指導等

4. 研修・人材育成

- ① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ② 施設管理の省エネ化（高効率機器への更新等）に関する技術指導

5. 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

宮崎県単独土地改良事業

<事業の目的>

- ・農地の高度利用による農業経営の安定及び災害の未然防止による地域の安全性の向上を目的に、国庫補助の対象とならない小規模団地の農地及び農業用施設等の整備を幅広く支援

<本事業の対象となる範囲>

- ・国庫補助事業の採択要件に合致しないもの（事業費は基本的に10万円以上200万円未満）、下記事業種類の実施基準に合致するもの
- ・事業工期は1年以内
- ・事業主体：市町村、土地改良区、JA、その他知事が適当と認めるもの

事業種類	事業の内容	実施基準	補助率
ほ場整備	土地の区画形質の変更及びこれに附帯して行う工事	一般：受益1～20ha、農家2戸以上 中山間：受益10ha未満、農家2戸以上	一般：35% 中山間：40% 戦略作物・地域振興作物生産地域は45%
暗渠排水	無材暗渠、簡易暗渠、管暗渠の新設・廃止・変更	一般：受益1～20ha、農家2戸以上 中山間：受益10ha未満、農家2戸以上	35%
農道整備	農業用道路の新設・廃止・変更（簡易な舗装含む）	一般：受益1～20ha、農家2戸以上 延長300～1000m未満、有効幅員2m以上 中山間：受益10ha未満、農家2戸以上 延長200～500m未満、有効幅員1.5m以上	一般：25% 中山間：30%
かんがい排水	農業用排水施設の新設・廃止・変更	一般：受益1～20ha、農家2戸以上 中山間：受益10ha未満、農家2戸以上	一般：30% 中山間：35% 戦略作物・地域振興作物生産地域は45%
確定測量及び換地計画	ほ場整備に伴う換地関係事務	一般：受益1～20ha、農家2戸以上 中山間：受益10ha未満、農家2戸以上	30%
調査設計指導	県単独土地改良事業に必要な調査設計 県営完了地区における緊急調査		100%
農道舗装整備	農道の舗装整備	受益1～20ha、農家2戸以上 500m以上、幅員2m以上、表層3cm以上、既舗装道に接続	25%
農業用排水路等安全施設整備	農業用排水路の安全施設（フェンス・蓋・スクリーン等）	通学路、子供が遊んでいる場所、幼稚園・学校、住宅地などに近接	30%
排水改良	排水不良地域の排水路新設、改修、暗渠排水等	受益5ha未満、農家2戸以上	50%
農用地開発	農用地造成に必要な用排水施設、農道等の新設・変更、開墾、土壌改良など	一般：受益1～10ha、農家2戸以上 中山間：受益5ha未満、農家2戸以上	一般：35% 中山間：40%
農業用ため池緊急防災対策	ため池改修・浚渫・土砂堆積防止、堆積土砂排出に必要な施設整備	堆砂率10%以上、農家2戸以上、800万円未満 地域防災計画に位置付けられた施設	50%
交換分合	農用地の交換分合	受益2～5ha、移動面積0.4ha以上	50%
県営農業農村整備調査計画	調査計画及び各種調査	県営農道整備事業、県営農地防災事業の調査計画、地質・地下水調査など	50%

魅力あるふるさと環境づくり事業（県単）

<事業の目的>

- ・農村の生活環境の改善や国土保全に係る整備などを地域のニーズに即して総合的かつ機動的に行うとともに、スマート生産基盤の整備を支援
- ・予測不可能な降灰や渇水による被害を最小限にするために必要な対策を支援

<本事業の対象となる範囲>

- ・国庫補助事業の採択要件に合致しないもの
- ・魅力ふるさとプランが策定されているもの
- ・事業主体：市町村、土地改良区、その他知事が適当と認めるもの

区分	事業種類	事業の内容	採択要件	補助率
農村生活環境対策	生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落内及びその周辺において日常的な営農及び生活活動の基盤を整備する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ふるさとプラン【基本型】の策定 	一般：40% 中山間：50% ※財政力指数0.5以上の市町村は40%
		<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設 営農飲雑用水施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益戸数2～20戸未満 	
		<ul style="list-style-type: none"> 農業集落道 	<ul style="list-style-type: none"> ・全幅員2～4m 	
	国土の維持・保全（スマート生産基盤の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び土地改良施設のもつ「水の保全機能」、「土の保全機能」の維持向上を図る事業 ・水管理システム等の技術導入支援、新技術の実証支援による維持管理の軽減を図る事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ふるさとプラン【基本型】の策定 ・コンクリート畦畔整備事業については、中山間地域における水田の傾斜度1/20以上及び畑の傾斜度8度以上で受益戸数2戸以上 ・保全機能維持、向上のために緊急的に実施する土地改良施設の整備補強及び水管理情報等の整備 ・棚田地域等における水管理システム、農作業の省力化を目的とした新技術及び防災重点農業用ため池の管理・監視体制の整備 	
	地域活動の支援 <small>（特認）地域提案メニュー</small>	農業生産活動、農業集落活動の活性化に資するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ふるさとプラン【地域提案型】の策定 	
農村地域防災対策	農村地域降灰除去対策	農業生産活動及び農業集落活動の活性化に資するための農地や市町村以外が管理する土地改良施設等の降灰除去等を行う事業		50%
		集落共同降灰除去活動支援 （降灰除去に係る共同活動作業に必要な資材、機械のリース等）	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域内の共同活動によるもの 	
		農道等降灰除去対策 （請負等による土地改良施設や農地に堆積した降灰の除去）		
	農業用水緊急渇水対策	農業生産活動に必要な農業用水の確保に支障を来している場合、緊急的に渇水対策を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1月から9月の間における連続干天日数20日以上地域、又は30日間の総雨量が100mm以下の地域 ・事業によって導入又は設置された財産は、市町村又は土地改良区、水利組合が適切に管理すること。 	50%
		緊急水源確保対策支援 （請負等による水路の改修や井戸の設置等補給水源の整備）		補助限度額 2,000千円
		集落共同渇水対策支援 （渇水対策に係る共同活動作業に必要な揚水機や貯水タンク等の購入及びリース等）	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域内の共同活動によるもの 	補助額 100千円以上
	農業用排水施設安全対策	農業用排水施設における安全対策を行う事業	農業用排水施設管理体制強化のための診断及び施設整備であること。事故防止のための注意看板設置であること。	

農地集約化基盤整備事業（県単）

<事業の目的>

- ・国庫補助事業要件の対象とならない小規模な農地における、基盤整備に係る地域の話し合い活動や農地集約化構想図作成等を支援
- ・地域における担い手の営農効率化等を通じた農地のフル活用やスマート農業を推進するための、きめ細やかな生産基盤の整備を支援

<本事業の対象となる範囲>

- ・国庫補助事業の採択要件に合致しないもの
- ・農地集約化推進プランが策定されているもの
- ・市町村・土地改良区・JAのほか、中間管理機構・農業法人・集落営農・認定農業者なども事業実施可能

事業区分	工種	事業内容	標準施工費及び経費	採択要件	補助率
小規模 基盤整備	①農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更	別途算出	以下の要件のすべてを満たす経営体に係る事業 (1) 地域計画における目標地図に位置づけられているもの（位置づけられることが見込まれると市町村が認めるのを含む） (2) 以下のいずれかを満たすこと ア農地中間管理事業を活用している又は活用するもの イ認定農業者又は認定新規就農者 ウ畑地かんがい受益地において、畑地かんがい用水を活用している又は活用するもの	50% 市町村が直接実施する場合は、財政力に応じたもの （直近の県の財政力指数を上回る市町村は40%） 補助限度額 1,000千円
	②暗渠排水	暗渠排水の新設又は変更	24万円/10a×施工量		
	③湧水処理	湧水処理の新設又は変更	別途算出		
	④客土		別途算出		
	⑤土層改良	土壌改良材によるもの 深耕によるもの（深耕・碎土・耕起）	別途算出 別途算出		
	⑥除礫、除根	整地後の礫、根等の除去	別途算出		
	⑦農作業道	農作業道の変更	別途算出		
	⑧畦畔除去	畦畔のみの除去	6万円/100m×施工量		
	⑨整地工	基盤の切盛を伴うもの 基盤の切盛を伴わないもの	20万円/10a×施工量 5万円/10a×施工量		
	⑩農地造成	簡易なもの（草刈、造成、深耕、碎土、耕起） 上記以外の農地造成	別途算出 別途算出		
	⑪附帯施設	①～⑩と併せ行う附帯施設の整備	別途算出		
	⑫換地	換地計画、換地処分等	別途算出		
	⑬交換分合	測量及び分筆、交換分合計画、登記申請等	別途算出		
	⑭特認	知事が特に必要と認めるもの	別途算出		
農地集積・集約化支援	①調査・調整活動	農地集積・集約化に向けた現地調査及び話し合い活動	別途算出	基盤整備を必要とする地域計画の区域内又は地域計画への追加を行うおとする区域	定額 補助限度額 500千円
	②農地集約化構想図作成	基盤整備による農地集約化構想図作成等	別途算出		

小水力発電等農村地域導入支援事業（県単）

<事業の目的>

・低炭素・循環型社会の実現と過疎化・高齢化の進む農村地域の活性化を目的とした、農村地域への小水力発電等の調査設計や施設整備を支援

<本事業の対象となる範囲>

- ・導入支援：導入可能性調査～基本設計・協議手続支援など
- ・施設整備：再生可能エネルギー発電施設の新設・更新など
- ・事業主体：市町村、土地改良区、集落組織、その他知事が適当と認めるもの

事業区分	種類	事業内容	採択要件	補助率
導入支援	①導入可能性調査支援	小水力等利活用施設の導入の促進に資する、小水力等利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援		一般：50% 中山間：55%
	②概略設計支援	小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる概略的な設計に対する支援		
	③基本設計支援	小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる基本的な設計に対する支援		
	④協議・手続支援	小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援		
	⑤エコビレッジ構想作成支援	農業用施設等を利用した小水力発電等の再生エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消をキーワードに、循環型社会の構築や地域の自立的なエコライフのむらづくりを推進するための構想作成に対する支援		
施設整備		地域活性化に資する事業として、農地や農業用施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設の新設・更新、及び発電に必要な整備	エコビレッジ構想の策定	

これまでに紹介した事業は、
宮崎県でよく実施されている農業農村整備事業です。

紹介した事業以外にも、様々な事業がありますので、
お気軽に農林振興局農村計画課まで問い合わせください。

所属	電話番号	担当地域
西臼杵支庁 農政水産課 農村計画担当	(0982)72-2108	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
中部農林振興局 農村計画課 国営・計画担当	(0985)26-7282	宮崎市、国富町、綾町
南那珂農林振興局 農村整備課 計画担当	(0987)23-4314	日南市、串間市
北諸県農林振興局 農村計画課 国営・計画担当	(0986)23-4514	都城市、三股町
西諸県農林振興局 農村計画課 国営・計画担当	(0984)23-4187	小林市、えびの市、高原町
児湯農林振興局 農村計画課 国営・計画担当	(0983)22-1367	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、 木城町、川南町、都農町
東臼杵農林振興局 農村計画課 計画担当	(0982)32-6137	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、 椎葉村、美郷町
農政水産部 農村振興局 農村計画課 計画調整担当	(0985)26-7125	県内全域